

# 改正個人情報保護法における個人情報の取り扱い について(医療等IDを含む)

2016年2月15日

一般財団法人医療情報システム開発センター  
東京大学医学系研究科医療経営政策学講座

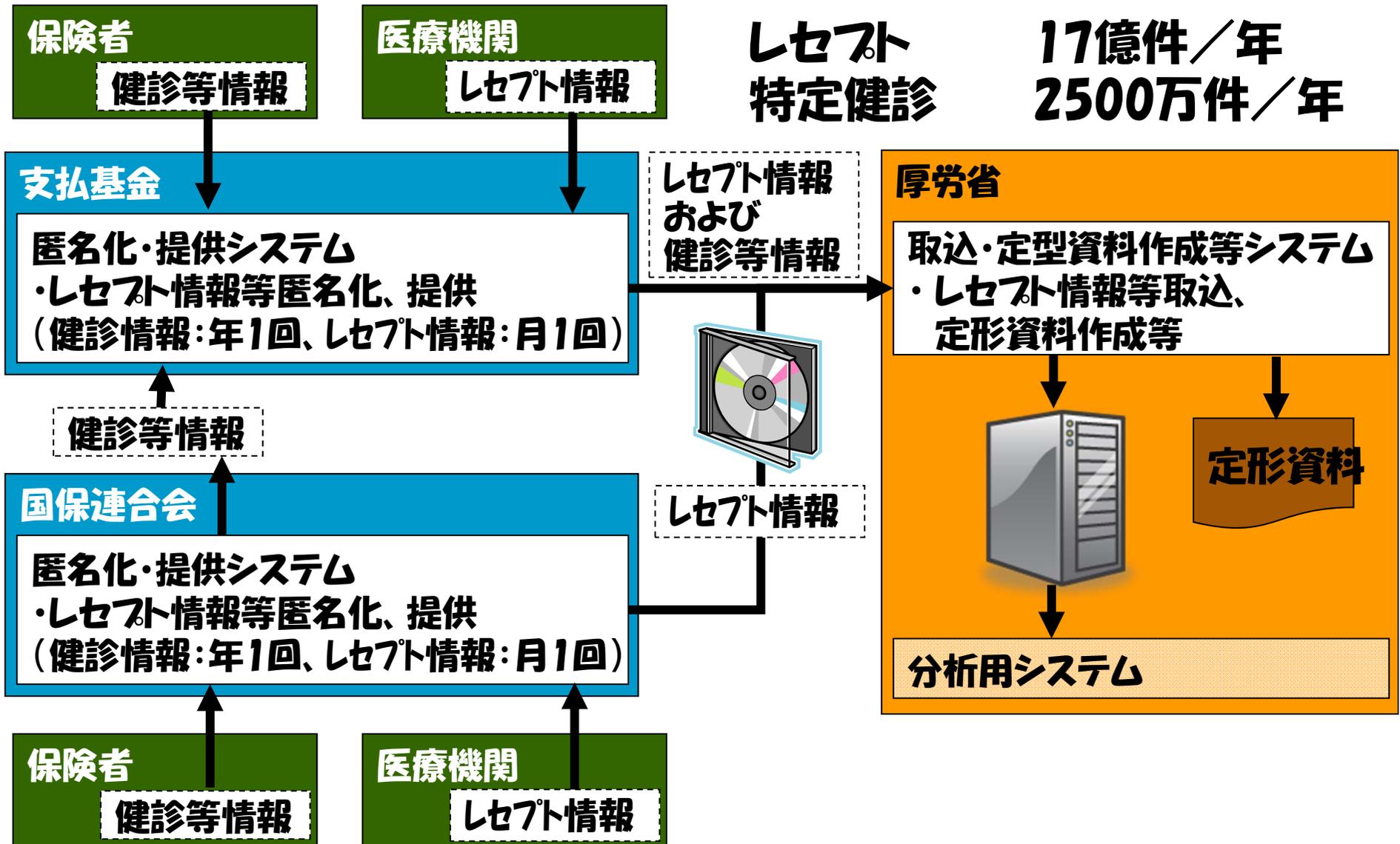
山本 隆一

# データ指向の時代

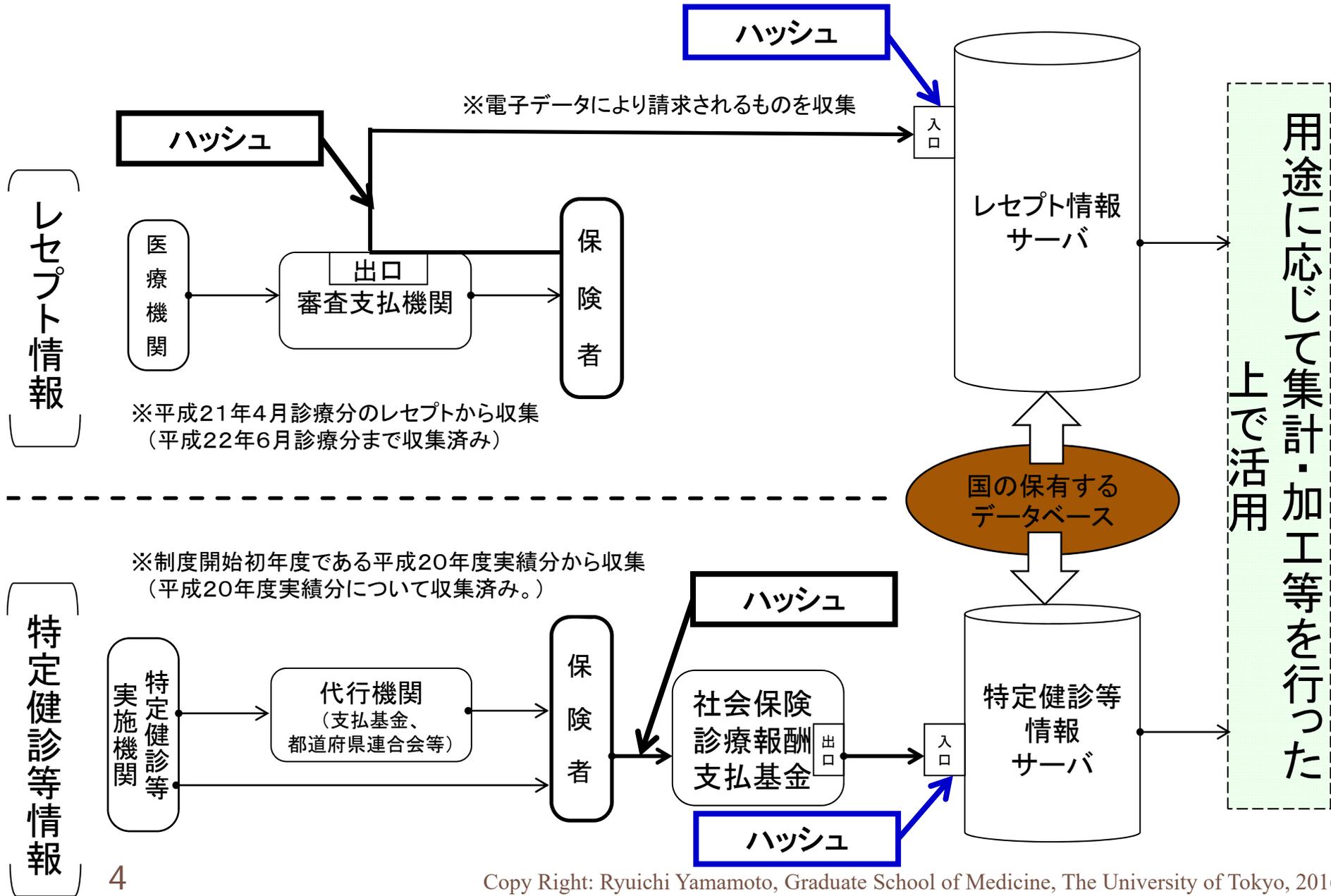
- **National Insurance Claim and Health Check-up DB (NDB)**
- **Mid-Netプロジェクト (PMDA & MHLW)**
- **KDB**
- **介護認定データベース**
- **全国がん登録**
- **心臓カテーテルDB**
- **心不全症例DB**
- **National Clinical DB**
- **.....**

# レセプト情報・特定健診情報等データベース(NDB)の全体像

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき厚生労働省に設置



# レセプト情報・特定健診等情報の収集経路

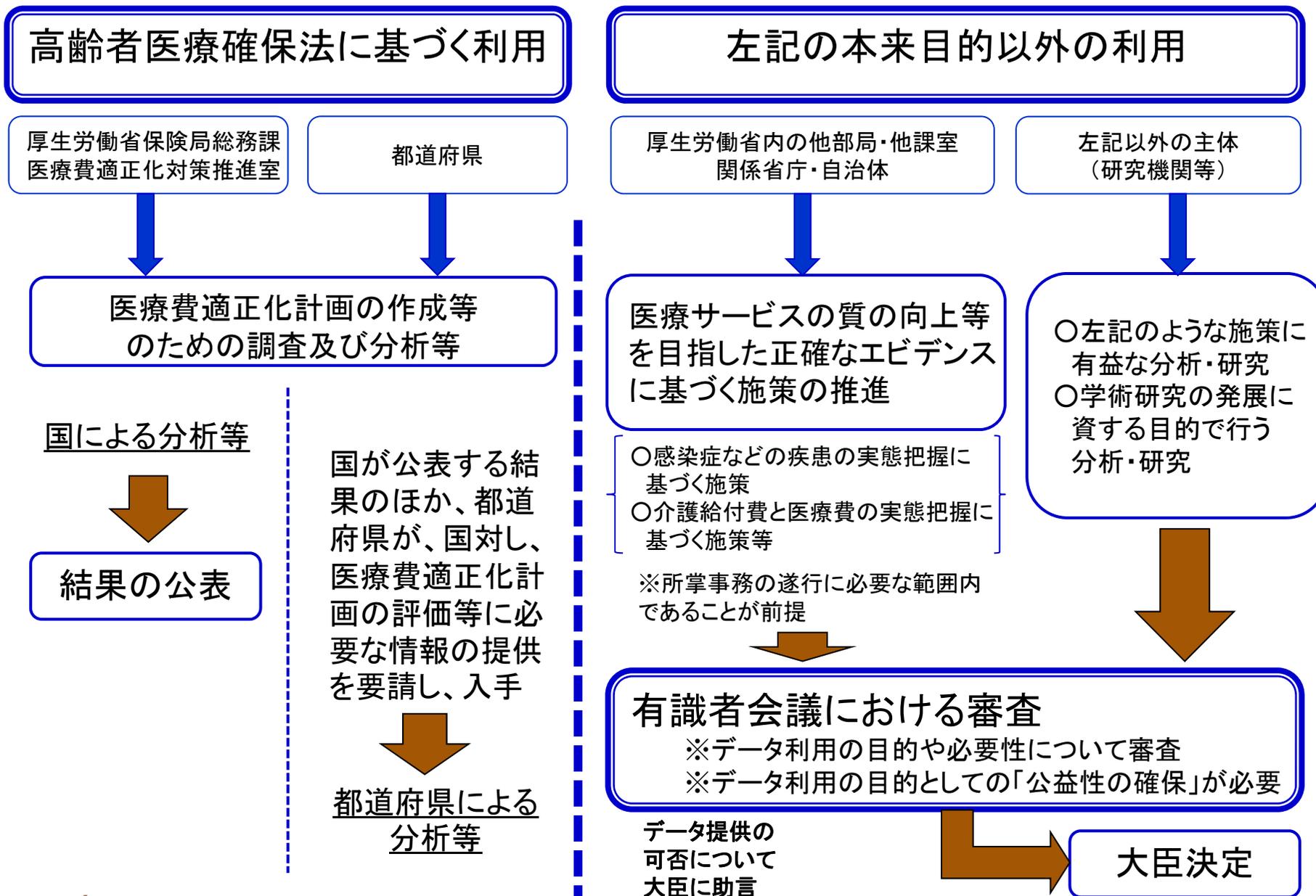


## NRDBは匿名化データか？

- 単独のデータは保険者であっても原情報に戻りたい。(2重のハッシュ)
- 医療機関コード、健診機関番号は含まれている。
- 同一の人の情報は統合できるために、長期の経過、複雑な診療、特殊な診療では特定できる可能性がある。
- 疫学研究倫理指針に言う「連結不可能匿名化」とは言えない。(連結テーブルが破棄されている保証がない。)

# NDBの利用利活用

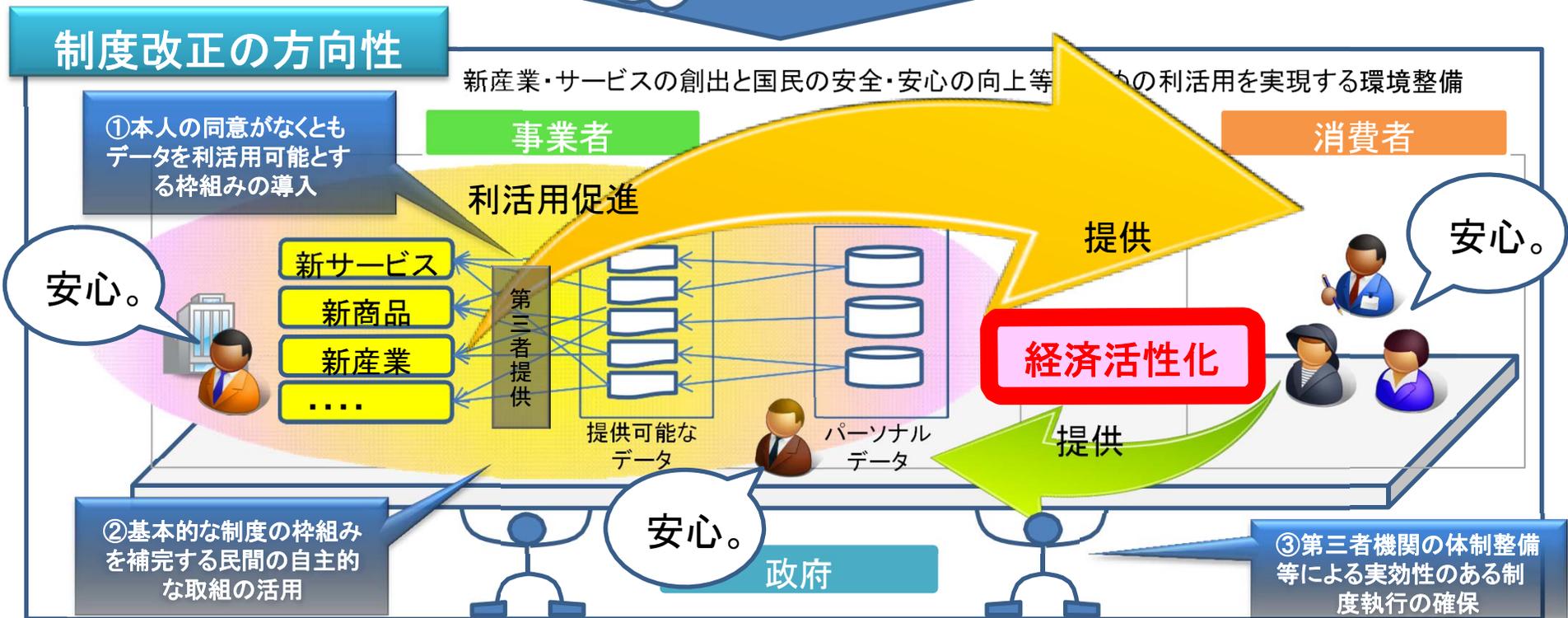
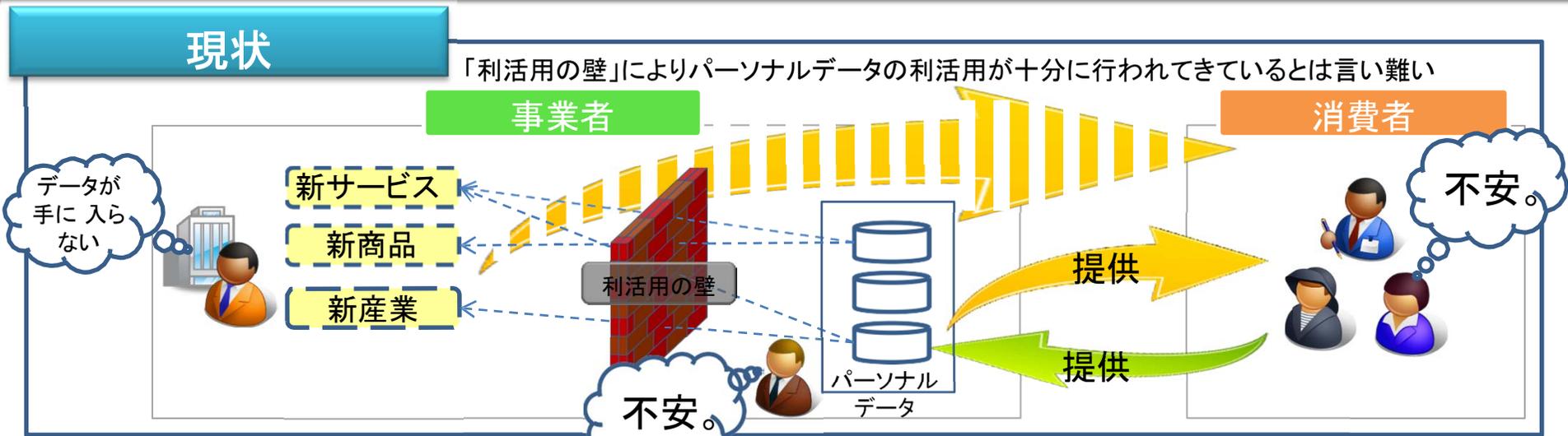
(平成20年度検討会報告を踏まえた仕組み)



## 個人情報保護法制の課題

- ＞ 保護は追求されているが、活用しないことに対する対策はほとんどされていない。
- ＞ 個人情報保護法は情報取得主体によって異なるルールで運用されている。
- ＞ 情報保護だけではなく、不正利用に関して実効性のある悪用防止の手立てが必要ではないか。
- ＞ 個人情報の定義が曖昧、つまり匿名化が定義できない。
- ＞ 医療・介護分野で安心して利用できる共通IDが必要。

# パーソナルデータの利活用に関する制度改正について



# 個人情報保護法の改正点概略

- 非個人情報・個人情報に加えて匿名加工情報の追加。
- 要配慮情報の概念の導入
- 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け
- 本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見直し)個人情報保護委員会への届け出
- 個人情報取扱事業者の努力義務へ個人データの消去の追加
- 開示等請求権の明確化
- 罰則の強化
- 個人情報保護委員会
- 個人情報の取扱いのグローバル化に対応

# 個人に由来する情報

## > 非個人情報

- ・ 外部情報を参照しても「容易」に個人を識別出来ない情報
- ・ 定義の上では従来の連結不可能匿名化情報および対応表のない状態での連結可能匿名化情報にあたるが「容易」の意味が曖昧。

## > 個人情報（指紋データ、顔認証データ、パスポート番号などを含む）

### 個人識別情報

- ・ 「容易」に個人を識別できる情報

### 匿名加工情報（特定性低減情報）

- ・ 個人を識別できないとは言えないが、一定程度リスクを下げた情報
- ・ 一定の条件下で同意なく使用可能
  - > 安全管理 — 努力義務？
  - > 再特定しない
  - > 下流でも再特定しない

# 個人情報保護を強化するための規定の整備(1)

## > 要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備

本人の人種、信条、社会的身分、**病歴**、犯罪被害を受けた  
事実及び前科・前歴

本人同意を得ない取得を原則として禁止

利用目的の制限の緩和及びopt-outによる第三者提供の  
特例の対象から除外

## > 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

## 個人情報保護を強化するための規定の整備(2)

＞ **23条2項** 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)  
について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 五 本人の求めを受け付ける方法

# 「連結可能匿名化」に関する誤解

- 「連結可能匿名化」された情報は情報取得機関においては個人情報。したがって「連結可能匿名化」は単に安全管理処置の一つ。
- 情報取得機関で「連結可能匿名化」された情報の提供を受けた第三者機関では(連結テーブルを持たないので)非個人情報。
- 相手先では個人情報ではないので、提供元(情報取得機関)から提供する際に、(現行の疫学倫理指針等では)特段の同意は必要ない。 → 相手先基準
- 提供元(情報取得機関)では個人情報であるので、提供先では個人情報ではなくても第三者提供には同意が必要 → 提供元基準

# 解決が不透明な現状の問題点(1)

## ＞ 個人情報保護法は情報取得主体によって異なるルールで運用されている。

国、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者  
いずれも医療・介護情報を扱うが、ルールが異なる。  
さらに主体種別を超えての情報連携が著しく困難。

千数百の個人情報保護法令・条例があり、それぞれ独自の施行体制・ガイドラインを持つ。ガイドラインレベルに至っては相当な差があることが現状。

- ・ 例1 県立病院、国立大学病院、私立病院、市立病院が小児疾患の画像診断でPACS連携を行おうとすると、4つの異なる個人情報保護委員会の審査を受けなければならない。
- ・ 例2 自治体Aでは国保課が管理するレセプト情報を保健福祉課が活用できるが、自治体Bではガイドラインで禁止。

**医療健康情報に関しては主体による違いをオーバーライドできなければならない。**

## 解決が不透明な現状の問題点(2)

### > 遺伝する情報の取り扱いとは？

遺伝子情報の実効性のある保護できるか。

また遺伝子情報は保護そのものが難しい。

夫が眠っている妻と子供の髪の毛を採取し、親子鑑定を行うことは可能。

ホテルに泊まったら、髪の毛はすべて拾わなければならない？

髪、喀痰、鼻粘液、尿…… いずれからもDNAは抽出可能。

逆にゲノム配列の決定には誤差があり、ゲノムだけで本人を特定することはかなり難しい。 とは言ってもできないことはない。

ゲノムシーケンス：個人識別情報と考える

ただし、場合によっては個人が識別できない。基準は今後検討。

個人識別情報である時は、要配慮情報である。

ゲノム研究はデータシェアが非常に重要

(米国NIHのGenomic data sharing policy)

米国のGINA(遺伝子情報差別禁止法)のような法令の必要性は？

# 「同意」とは？

- **個人情報保護法では23条2項に規定されている同意はOpt-out、それ以外は「同意」**
- **ISO TS17975**
  - Express or Expressed (informed) Consent**
  - Implied (Informed) Consent**
  - No Consent Sought**
  - Assumed Consent (Deemed Consent)**
- **黙示の同意はOpt-outではない？。**

# ～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

## 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

## 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

## 個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

## 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

## 検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

# マイナンバーの利用範囲

別表第一(第9条関係)

## 社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

税分野

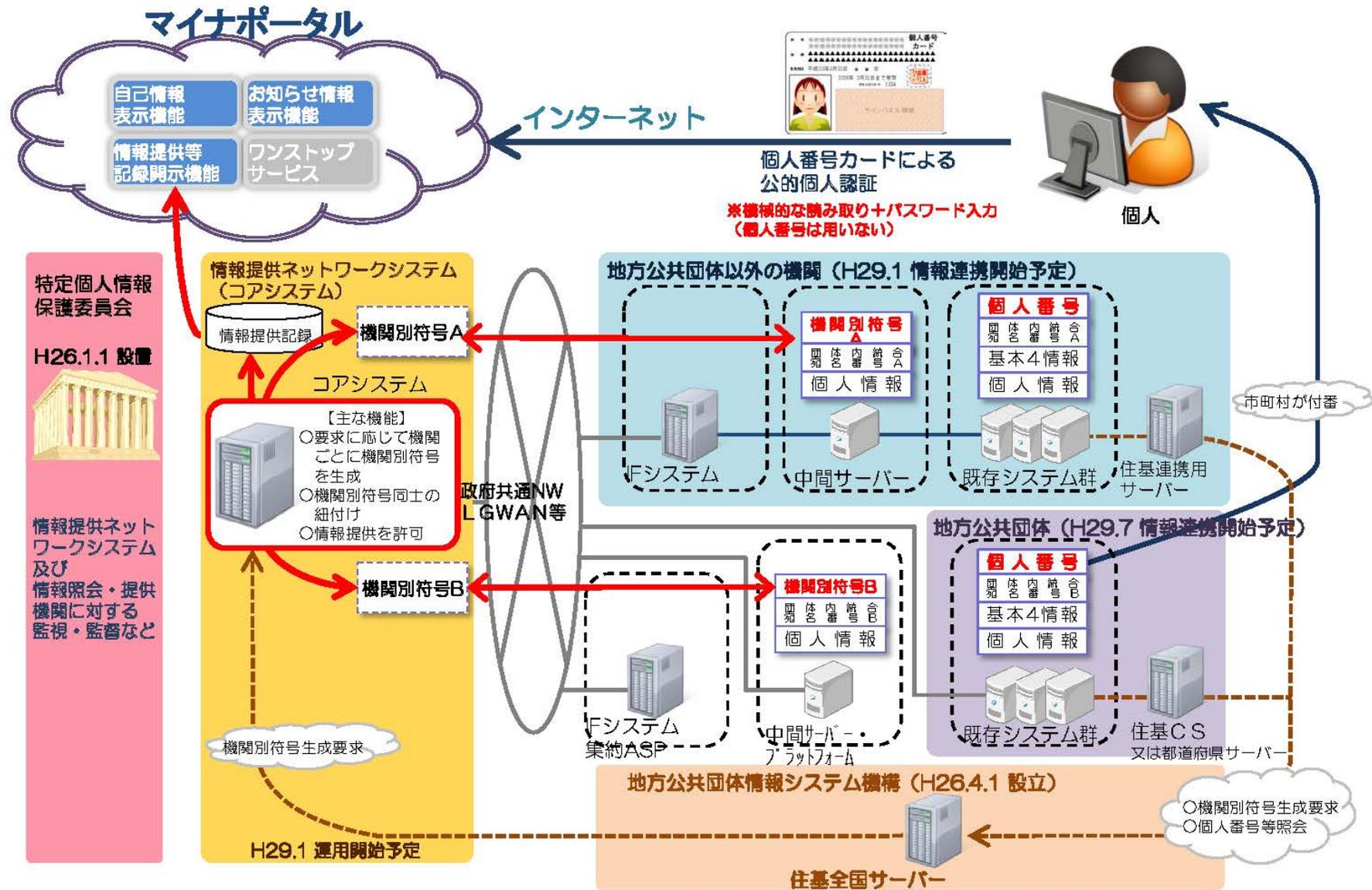
⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。  
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用

# 番号制度における情報連携の概要



# マイナンバー制度の4つの要素

## ＞ 個人番号(マイナンバー)

12桁の番号。2015年10月に全国民に送付。  
紙で通知、個人番号カードの申し込み書同封  
2016年からは給与、謝金等の支払いに際して収集。

## ＞ 個人番号カード

ICカード。公的個人認証サービスの本人確認用証明書と署名用証明書が格納されている。

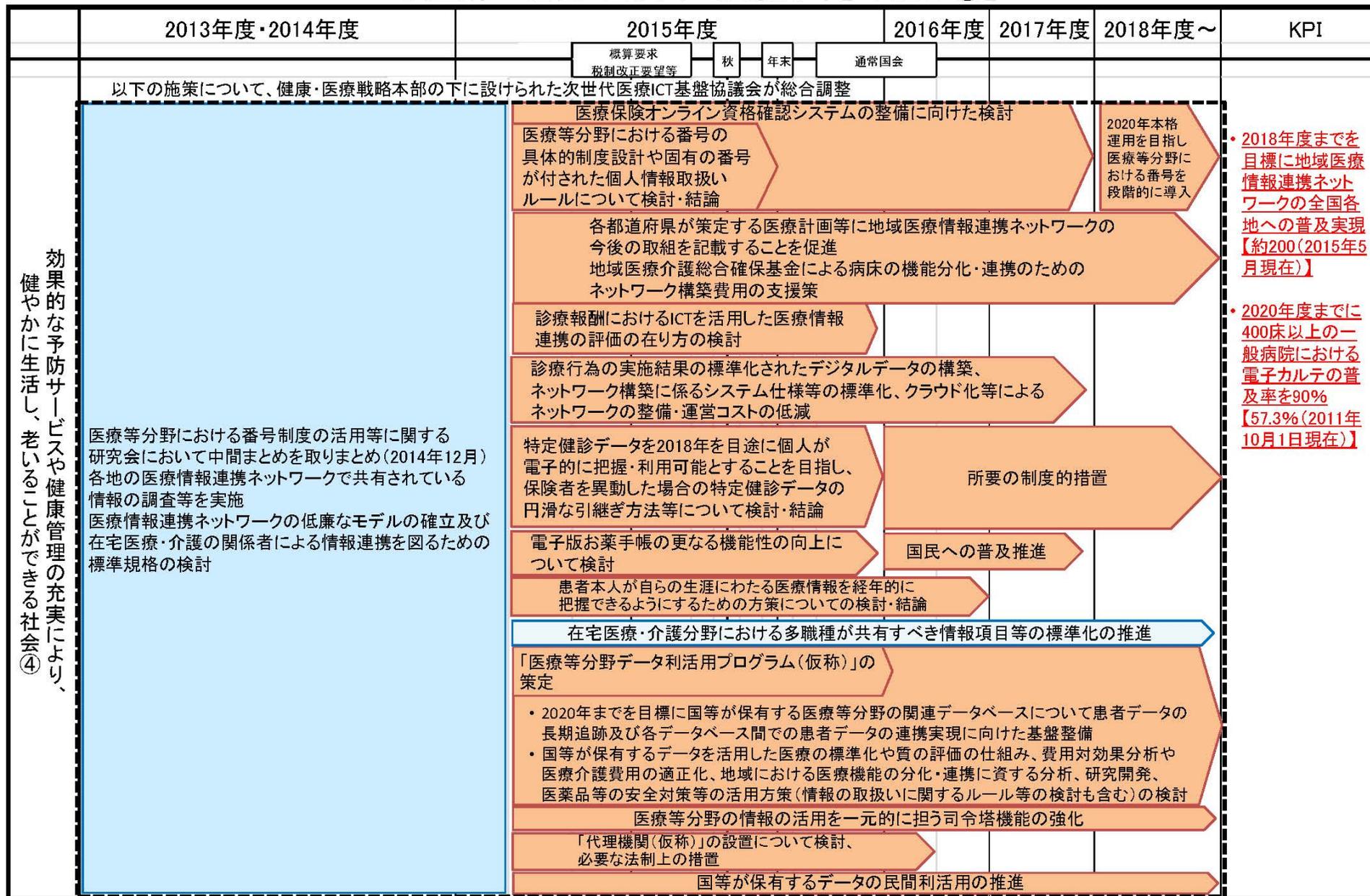
## ＞ 情報提供ネットワーク

番号制度の本体。多数の機関別符号を扱い、個人情報の突合を「法令に基づいて」行う。

## ＞ マイナポータル

国民の電子私書箱＋番号制度監視機能？

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸④」



# 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ

## 1. 医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による情報連携のあり方

- 医療等分野の個人情報、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。利用について本人同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されないよう、機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 医療等分野の情報連携のあり方については、以下のような意見があった。
  - ・ 本人の同意のもとで希望する患者が番号を持つ仕組みとし、共有する病歴の範囲について患者の選択を認め、患者が共有して欲しくない病歴は共有させない仕組みを検討する必要がある
  - ・ 患者に必要なサービスを提供する際の同意のあり方など、本人同意やプライバシー規則のあり方の検討が必要

## 2. 番号制度のインフラとの関係

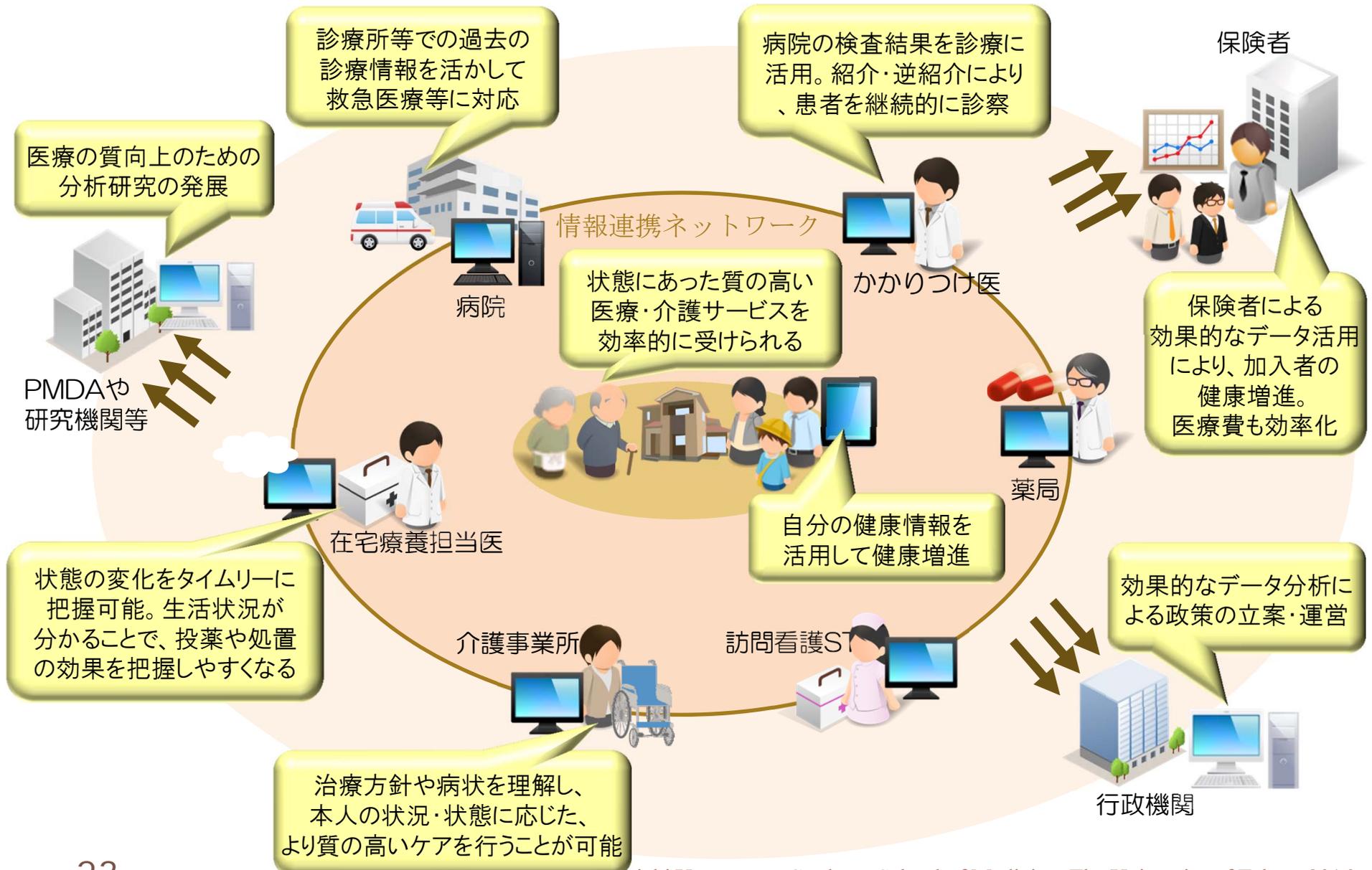
- 番号法では、目的規定（第1条）で、行政機関等が行政運営の効率化等のためマイナンバーを用いるとしており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない。他方、行政機関や保険者はマイナンバーと紐づけて資格情報等を管理するので、安全で効率的な情報連携を行うため、行政機関や保険者ではマイナンバーを用いる必要がある。
- 医療等分野で用いる番号（電磁的符号を含む）は、重複しない番号を交付するため、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みとする必要がある。
- マイナンバーとは別に「見える番号」を発行するのはコストがかかる。「見えない番号（電磁的な符号）」のほうが、安全性を確保しつつ二重投資を避ける観点から、望ましい。

## 3. 医療等分野の情報連携の具体的な利用場面等

- 「医療機関・介護事業者等の連携」や「健康・医療の研究分野」等で、医療等分野での番号（電磁的符号を含む）を用いた情報連携の仕組みが必要。行政機関と保険者は資格情報等をマイナンバーで管理するので、「保険者間の資格異動時の健診データの連携」と「予防接種歴の自治体間の連携」で、これらの情報の連携にマイナンバーを用いることを検討。
- 医療保険のオンライン資格確認は、既存のインフラも活用しつつ、資格情報とマイナンバーを紐づける番号制度のインフラを活用し、できるだけコストがかからない安全で効率的な仕組みについて、保険者・保険医療機関等の関係者との協議を通じて検討する。個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取る、表面のみが見えるカードケースの利用など、マイナンバーが視認されない仕組みを検討する。
- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方については、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みを検討する。

# 医療等分野のICT化が目指す将来像のイメージ

医療・介護サービスの質の向上と持続可能な社会保障制度の確保を目指したICT利活用



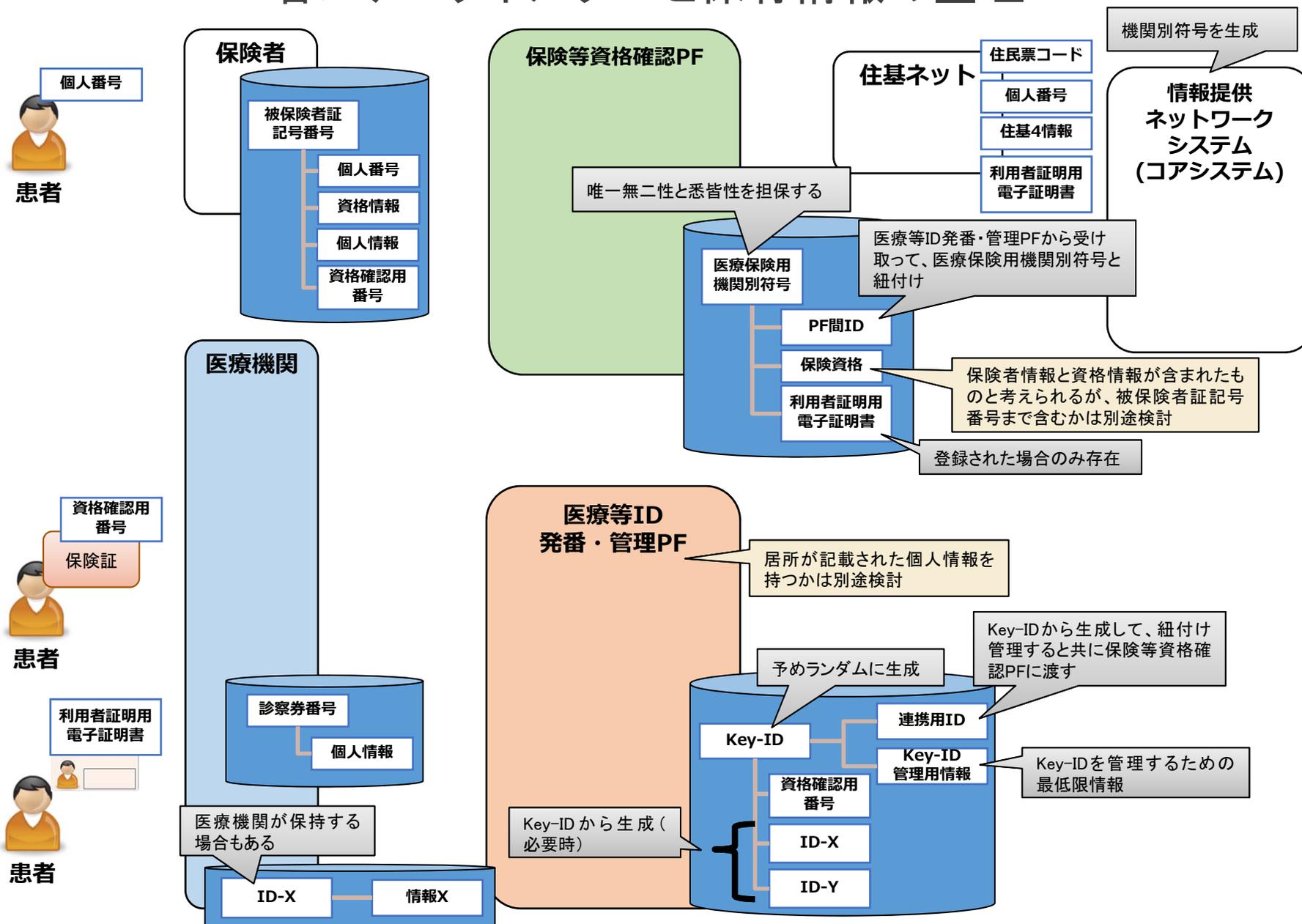
# 医療等IDのユースケース

- ＞ 医療保険の即時資格確認
- ＞ 地域医療連携を超えた情報の共有
- ＞ 非同意(法令で定められた)データベースの結合
  - 医療レセプトと介護レセプト
  - 医療レセプトと全国がん登録
- ＞ PHRの実現
  - お薬手帳、生活習慣病手帳、母子手帳、かかりつけ連携手帳・・・
  - 地域包括ケアにおける多職種連携
- ＞ 本人による医療健康情報の追跡

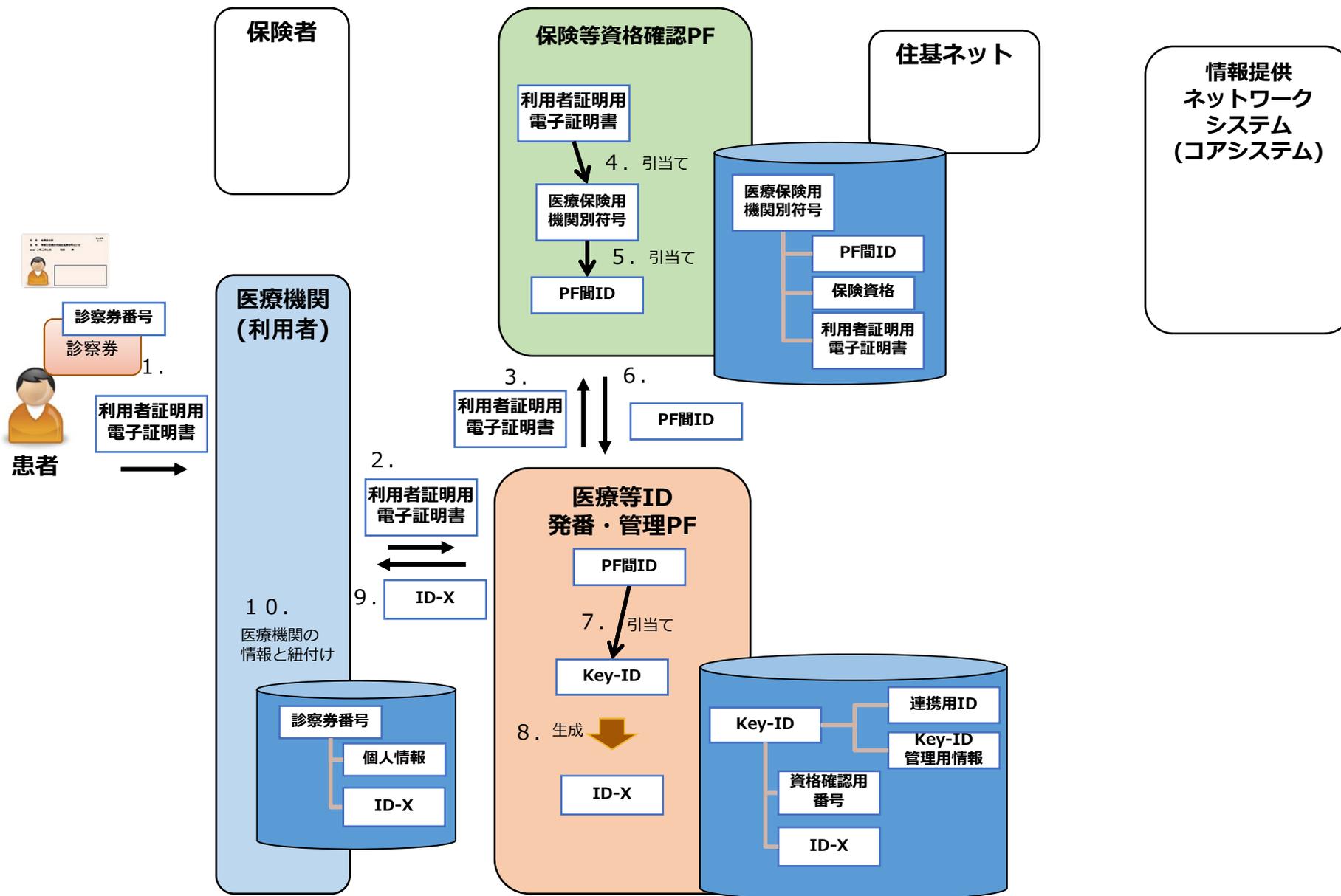
# 医療等IDのユースケース

- ＞ 医療保険の即時資格確認
- ＞ 地域医療連携を超えた情報の共有
- ＞ 非同意(法令で定められた)データベースの結合
  - 医療レセプトと介護レセプト
  - 医療レセプトと全国がん登録
- ＞ PHRの実現
  - お薬手帳、生活習慣病手帳、母子手帳、かかりつけ連携手帳・・・
  - 地域包括ケアにおける多職種連携
- ＞ 本人による医療健康情報の追跡

# 各ステークホルダーと保有情報の整理

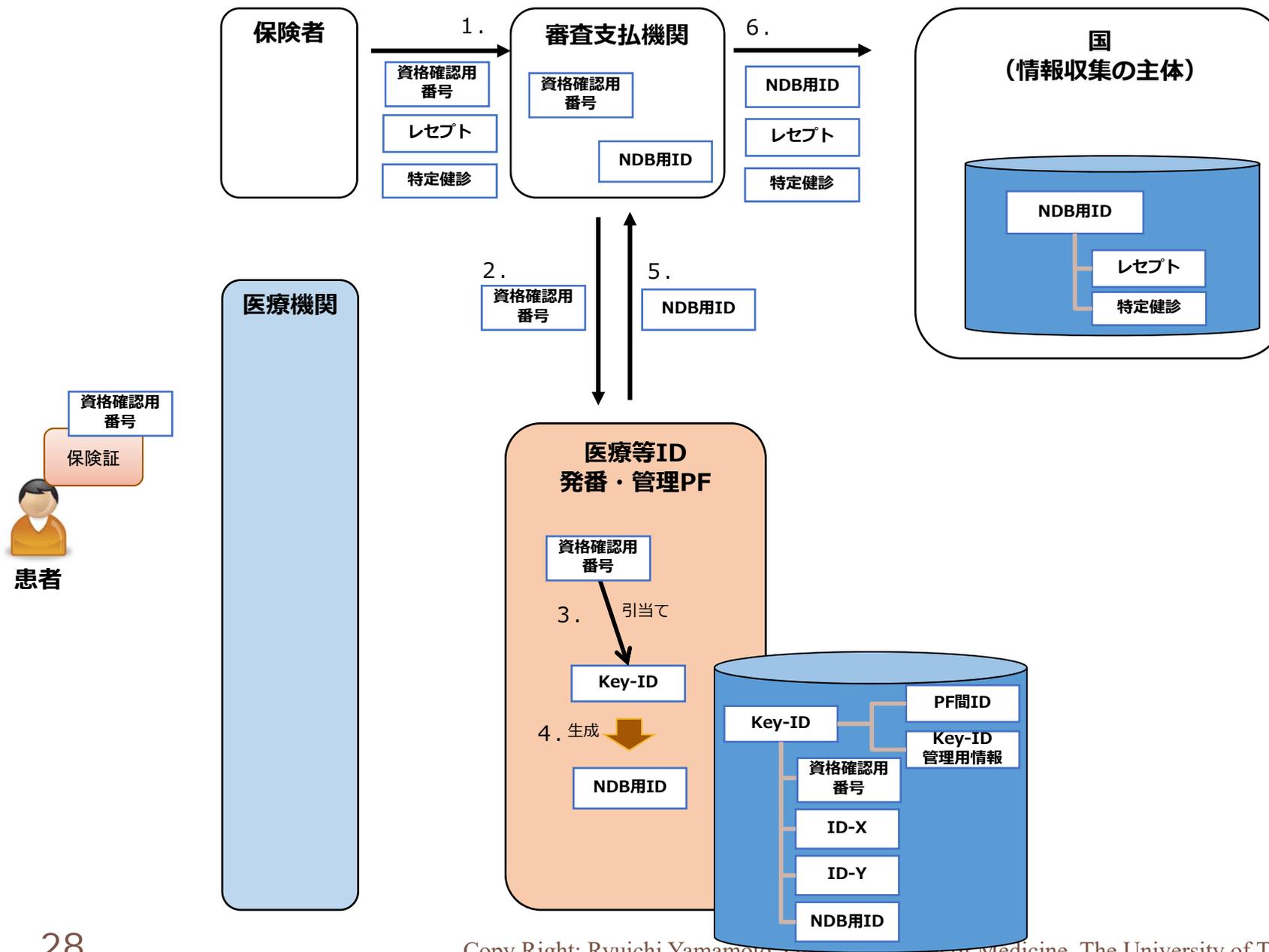


# 医療等ID発番・管理PFに個人番号カードの利用により、PHR用ID-Xの発番を申請

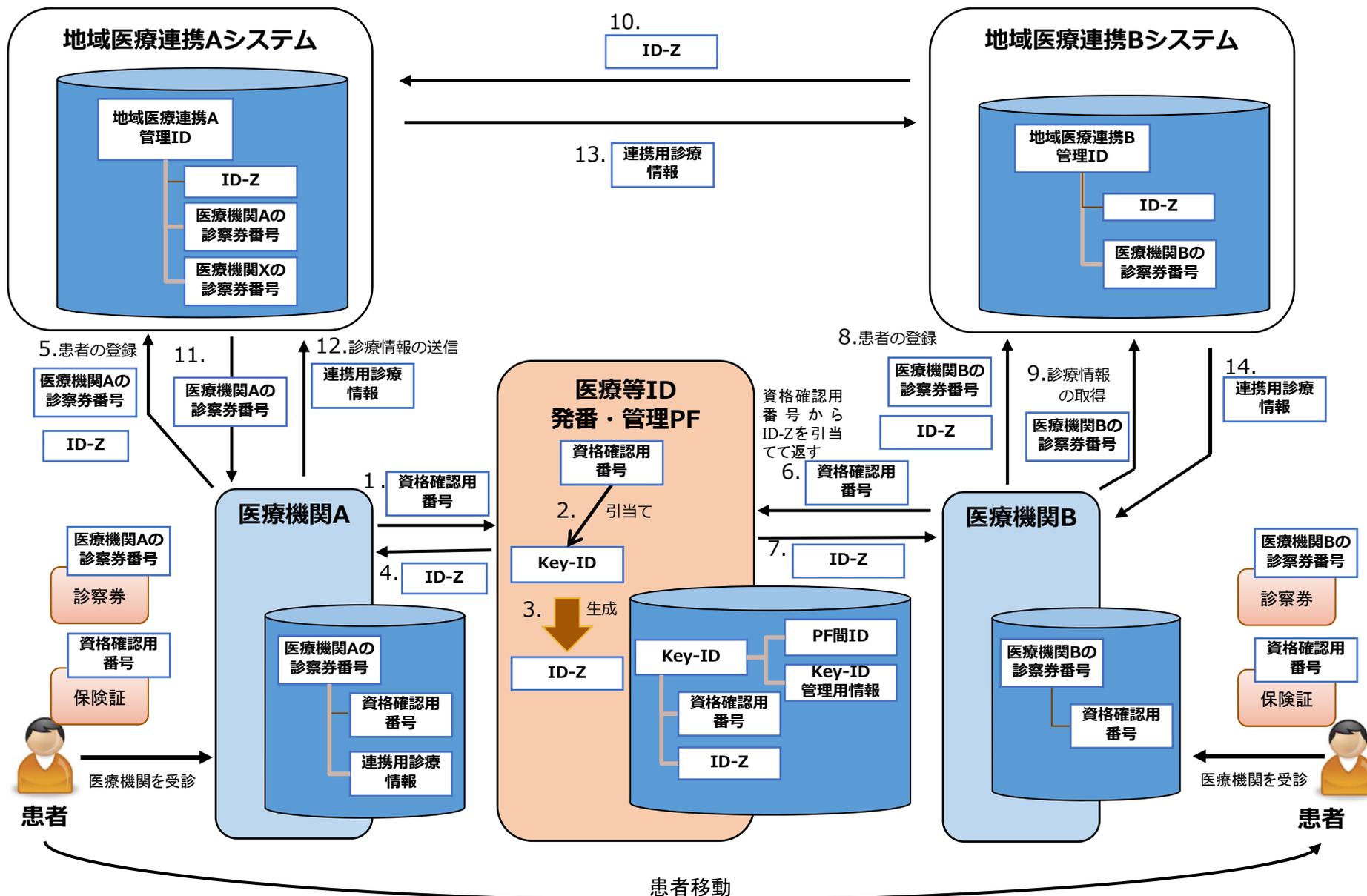


# 法律等に定められた目的のために新規の医療等IDを発番

(法律で定められた組織が医療等IDの発行申請をする場合:例～NDB用IDを付与する場合)



# ID-Zを活用して既存の地域医療連携システム間で医療圏超えの連携をする場合



# データ指向時代においてデータの分析は進か？

- ＞ IDは出来そう(油断はできないが)
- ＞ 個人情報保護法の改正は中途半端。「病歴」が無条件で要配慮情報に入ったのは大きな問題。  
EUデータ保護法の委員会案では…  
医療健康情報はSensitiveで原則収集禁止  
医療従事者による医療、公益目的の研究は除外
- ＞ 連結可能匿名化情報の利用の見直しは必須。
- ＞ 「同意」は極めてわかりにくい。
  
- ＞ このままではかない抑制的

情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会  
中間整理  
～制度整備の基本的な方向性～



平成27年12月10日  
内閣官房IT総合戦略室

※ 本中間整理（案）は、情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の議論を踏まえ、制度整備の基本的な方向性について中間的な整理を行うもの。今後、この中間整理（案）について意見募集を行い、その結果も踏まえ、具体的な法整備を行う予定。

### (3) 安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化（代理機関（仮称））

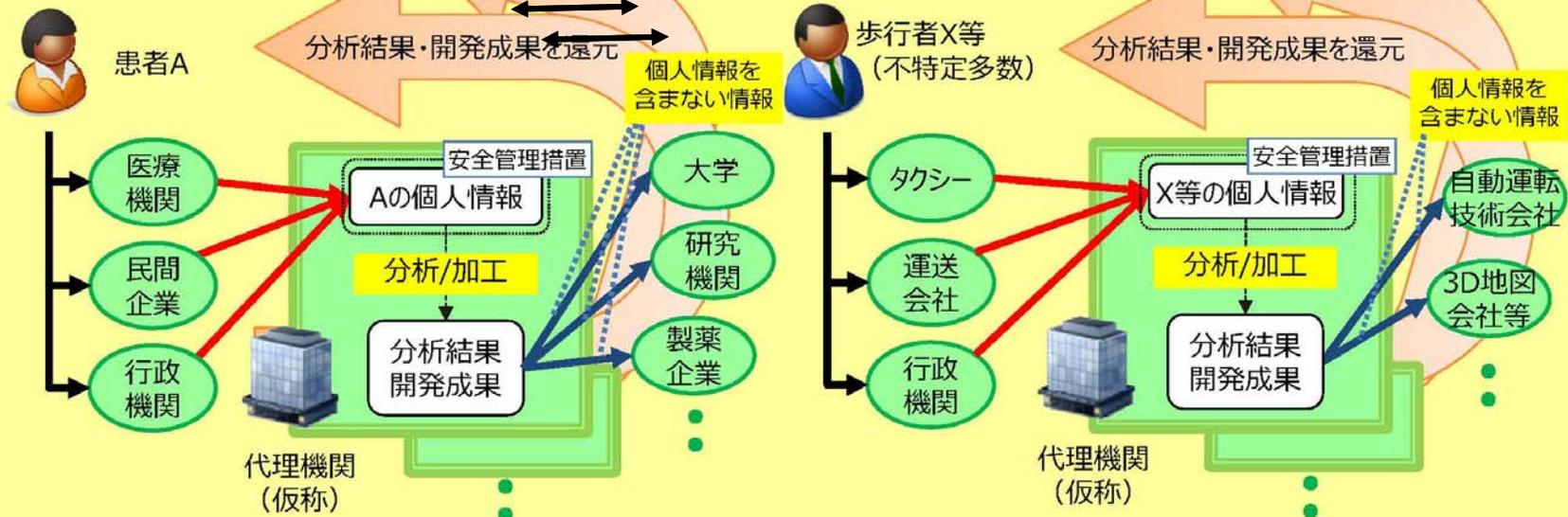
#### ② 検討の対象となる代理機関（仮称）の類型（つづき）

- 「個人情報収集分析型」は、AI等によるビッグデータ分析等において、多種多様な主体が保有していながら十分に活用されていない個人情報を含む情報を代理機関（仮称）が多種多様な主体に代わって収集、分析し、その分析結果・開発成果の活用を図る形態（分析結果・開発成果は、個人情報の本人や情報保有主体、他の研究機関や民間企業、行政機関等に還元）。

#### 個人情報収集分析型

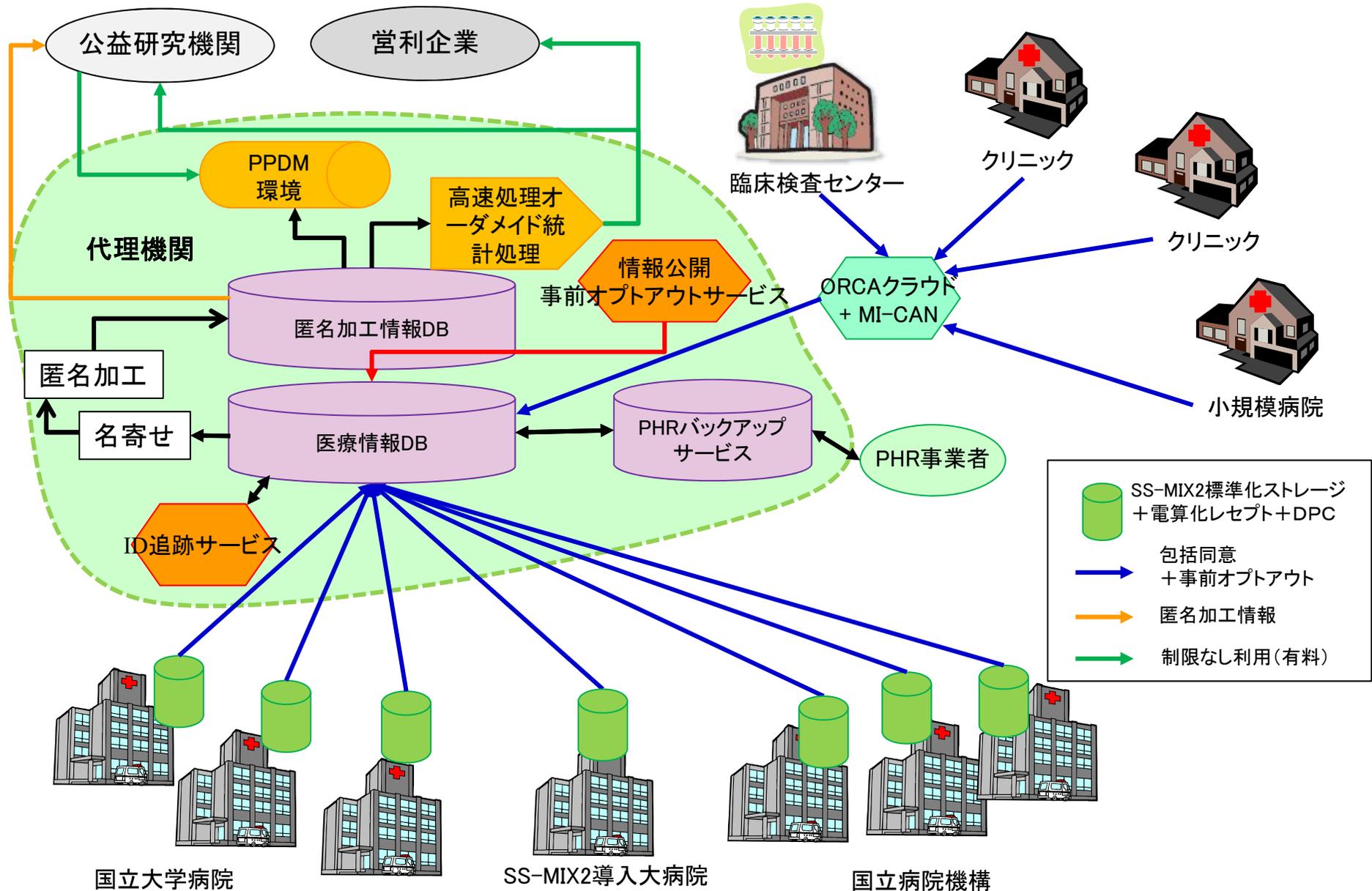
【例：医療分野】

【例：交通事故、災害の防止等の分野】



# SS-MIX2を基礎とし、代理機関を前提とした大規模診療データの収集と利活用システム概要

一般財団法人医療情報システム開発センター 山本 隆一



# 質問をどうぞ

